

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 団 体 公益財団法人 小松市まちづくり市民財団
所管課 行政管理部 地域振興課
- 2 選定理由
公益財団法人小松市まちづくり市民財団は、前回の監査実施から一定の期間を経ていることから監査対象とした。なお、前回は平成 27 年度に実施している。
- 3 監査の種別 財政援助団体等監査
- 4 監査実施日 令和 4 年 10 月 25 日
- 5 監査実施場所 監査委員室
- 6 監査の範囲 令和 3 年度補助金にかかる出納並びにその他の事務事業の執行状況
- 7 監査の実施体制 監査委員 表 靖二
- 8 監査委員の除斥 地方自治法第 199 条の 2 の規定により、小栗巖監査委員は除斥した。
- 9 監査の実施手続
あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。
また、監査当日は、公益財団法人小松市まちづくり市民財団関係職員並びに所管課である行政管理部長ほか地域振興課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。
なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第 199 条第 8 項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

10 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (2) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- (3) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (4) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (5) 団体の監査役や監事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。
- (6) 補助金等交付団体に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

11 監査の結果

補助金にかかる出納その他の事務の執行は、監査を実施した範囲においておおむね良好に執行がなされていると認められた。事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

12 監査の結果に添える意見

<公益財団法人小松市まちづくり市民財団>

小松市まちづくり市民財団は、財団で雇用している職員のほか、市職員の派遣や臨時職員、季節によって雇用されるアルバイトなど、様々な形態の職員が勤務している。労務管理的な部分として、一定の評価のもとに実際の業務がそれぞれの形態に見合った形となっているか十分に検証し、職員のモチベーションが高く維持されるよう努められたい。

また、契約行為において、内部の規約や運用方法について未整備や検討されていなかった部分がないか今一度確認を行い、明確に運用されたい。